

固定資産税についてのお知らせ

家屋の現況確認を行っています

固定資産税の対象となる建物の現況確認を行っています。10月28日(金)までの期間中、身分証明書を携帯した調査員(役場職員)が巡回し、課税対象となる建物の確認を行いますので、ご協力をお願いします。



家建物(居宅・倉庫・車庫等)を
新築・取壊したら手続きを

固定資産税は、毎年1月1日現在で登録されている建物が課税の対象となります。

本年中に建物を新築(増改築を含む)した場合や課税対象となっている建物を取り壊した場合は、お手続きをおかけしますが役場税務グループで登録・抹消の手続きをお願いします。なお、手続きの際は印鑑をご持参ください。

問い合わせ 総務課 税務グループ ☎ 27-2481

児童福祉サービスについて

①児童扶養手当

ひとり親家庭、一方の親が一定の障がいの状況にある家庭などで、18歳以下(18歳に達した後、最初の3月31日)の子どもを療育している方などに支給されます。(所得制限あり)

支給額	児童1人	全部支給:月額42,330円 一部支給:月額42,320円~9,990円
	児童2人目	10,000円/月 加算
	児童3人目以降	1人につき6,000円/月 加算
支給時期	原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。	
必要書類等	受給資格者および該当するお子さんの戸籍謄本(抄本)や世帯全員の住民票、請求者名義口座通帳の写し、印鑑、個人番号等	

②特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の子どもの福祉を増進する目的で該当する子どもを家庭で監護、療育している父母等に支給されます。(所得制限あり)

支給額	一級	月額51,500円
	二級	月額34,300円
支給時期	原則として毎年4月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。	
必要書類等	特別児童扶養手当認定診断書、受給資格者および該当するお子さんの戸籍謄本(抄本)や世帯全員の住民票、請求者名義口座通帳の写し、印鑑、個人番号等	

③障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。(所得制限あり)

支給額	月額14,600円
支給時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。
必要書類等	障害児福祉手当認定診断書、障害児福祉手当所得状況届、戸籍謄本、世帯全員の住民票、所得課税証明書、障がいのあるお子さん名義の通帳、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳、印鑑、個人番号等 ※事前に窓口へご相談ください。

問い合わせ ①② 町民福祉課 子育て支援グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7871
③ 町民福祉課 福祉グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7872

野焼き(野外焼却)は法律で禁止されています

野焼き(野外焼却)とは、適法な焼却設備を使わずに、廃棄物をそのまま燃やしたり、穴を掘って燃やしたりする行為です。ドラム缶やブロック等で囲ったものも焼却炉とは認められませんので、野焼きにあたります。

野焼きは、煙や悪臭で周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン等の有害物質発生の原因となるため、一部の例外を除いて禁止されています。違反すると、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金または、その両方が科せられます。



野外焼却禁止の例外 ※次の場合は、焼却が認められます。

◆農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

(例) 農作物の殻、あぜの草及び下枝の焼却、魚網にかかった魚介類の焼却等

◆国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

(例) 河川敷の草焼き、道路敷の草焼き等

◆震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

(例) 災害等の緊急対策、火災予防訓練等

◆風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

(例) 正月のしめ縄、門松等を焼く行事等※プラスチック、金具類は除く

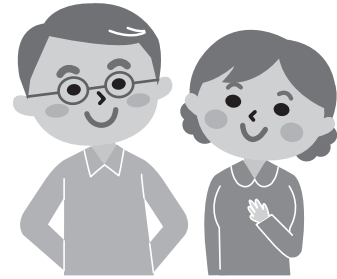
◆その他、落ち葉たき、キャンプファイヤー等軽微なもの

◇例外に該当する場合でも、風向きや時間帯を考慮し、周囲の迷惑にならないようにしてください。
◇いかなる場合でもダイオキシンを発生させるプラスチックやビニール類を燃やすことは禁止です。
◇ゴミは正しく分別し、指定の方法を守って出しましょう。

問い合わせ 町民福祉課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7871

市民後見人養成講座を開催します

認知症や知的・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利を守るため、地域の住民が身上監護や金銭管理などの後見業務を行う「市民後見人」を養成する講座を開催します。※実習有り



日程

平成28年11月10日から平成29年1月19日までの毎週木曜日(計8回)
※12月22日、29日、1月5日を除く

時間

午前9時~午後5時

場所

苫小牧市民活動センター
〒053-0021 苫小牧市若草町3丁目3番8号

対象者

25歳以上でこれまでに未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことがなく、破産していない方

定員

50人(先着順)

募集期間

10月25日(火)まで

問い合わせ 町民福祉課 福祉グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7872

弁護士による無料法律相談会のご案内

厚真町と安平町で、札幌弁護士会地域司法対策委員会による「無料法律相談会」を開催しています。

平成28年10月～ 平成29年3月 開催月日	開催場所	
	午前 (10:30～12:00)	午後 (13:30～15:00)
10月3日(月)	厚真	追分
10月17日(月)	追分	厚真
10月31日(月)	厚真	追分
11月14日(月)	追分	上厚真
11月28日(月)	厚真	早来
12月12日(月)	追分	厚真
12月26日(月)	厚真	追分
1月10日(火)	早来	上厚真
1月23日(月)	厚真	追分
2月6日(月)	早来	厚真
2月20日(月)	厚真	早来
3月6日(月)	追分	上厚真
3月21日(火)	厚真	早来

○相談料は無料です。
※実際に依頼する場合の弁護士費用は、相談弁護士にお問い合わせください。

○相談される場合は、事前に予約してください。
※相談当日、直接会場にお越しいただいても、先約があつてお待ちいただく場合や受けられない場合がありますのでご了承ください。

厚真会場
厚真町総合福祉センター（厚真町京町165－1）

上厚真会場
厚南会館（厚真町字上厚真219－1）

早来会場
安平町保健センター（安平町早来大町95）

追分会場
安平町ぬくもりセンター（安平町追分中央1－40）

問い合わせ 総務課 総務人事グループ ☎ 27－2322 / 安平町役場 早来庁舎 ☎ 22－2511

北海道防災情報システムのご案内

北海道では、「北海道防災情報システム」に登録している方へ、メールによる防災情報（気象警報や避難情報等）の配信を行っています。防災情報入手するためのツールの1つとして、ぜひご活用ください。



登録方法

- ①北海道防災情報に接続します。
<http://i.bousai-hokkaido.jp/>
※QRコードから接続も可能です▶
- ②「防災情報配信登録」を選択します。
- ③「同意・免責事項」を確認後、「同意します」を選択します。
- ④「メール送信」を選択し、空のメールの送信を行います。
※「メール指定受信機能」または「ドメイン指定受信機能」で利用されている方は、受信設定に以下のメールアドレス、またはドメインを追加してください。
【メールアドレス】newmail@mail.bousai-hokkaido.jp
【ドメイン】mail.bousai-hokkaido.jp



- ⑤防災情報確認メールが届いたら、「登録・変更」のから配信設定を行います。
- ⑥配信地域（振興局選択）を選択し、「次へ」を選択します。
- ⑦振興局（胆振総合振興局）を選択後、市町村（厚真町）にチェックをいれて、「追加」を選択し、「次へ」を選択します。
- ⑧配信情報を選択し、「次へ」を選択します。
※「避難情報」を選択すると、町からの避難情報が配信されます。
- ⑨パスワードを設定し、「次へ」を選択します。
- ⑩内容に誤りがなければ、「登録」を選択します。（登録完了です。）

問い合わせ 総務課 研修防災グループ ☎ 27－2322

ペットは正しく飼いましょう

昨今のペットブームにより、犬や猫を飼う家庭が多くなっていますが、犬・猫の放し飼いでのフン尿等をめぐるトラブルや交通事故等の問題が多発しています。
あらゆる動物の飼い主は、動物の習性を理解した上でルールを守った正しい飼い方に努める必要があります。



犬を飼う場合

1. 犬を飼ったら登録の手続きをしましょう

生後91日を経過した犬は、生涯に一度登録の手続きが必要になりますので、役場で手続きをしてください。

2. 年に一度、狂犬病予防注射を受けましょう

生後91日を経過した犬は、年に一度狂犬病予防注射を受けることが法律で決められています。町が行う予防注射（毎年4月）または動物病院で必ず受けるようにしてください。

3. 犬は常に鎖等でつないでおきましょう

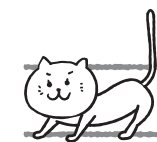
飼い主には犬をつないでおく義務がありますので、いかなる時も放し飼いにはしてはいけません。散歩のときは必ずリード等をつけ飼い主の手から離れないようにしてください。

4. 無駄吠え（無駄鳴き）をなくしましょう

無駄吠え（無駄鳴き）は、しつけによってある程度防ぐことが可能です。しかし、飼い主の自覚がなかったり、しつけの甘さが原因で、騒音問題が起こり、住民トラブルに発展する可能性があります。最近、町に犬の鳴き声について苦情が寄せられています。お宅は大丈夫ですか？

5. フンは必ず持ち帰りましょう

町内でフン尿等の苦情がたびたび寄せられています。散歩中のフンは必ず持ち帰り、道路や公園等公共の場は常にきれいにしましょう。



猫を飼う場合

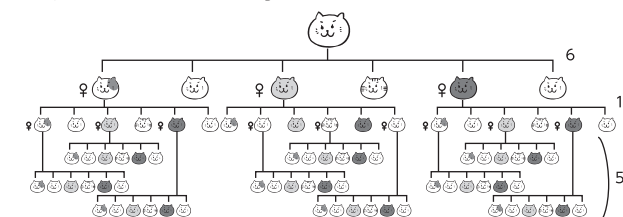
猫については、犬のように鎖でつないでおく等の義務がないため、家外を自由に行き来させている飼い主も多いようです。しかし、これによって他人の敷地内でフン尿をしたり、ゴミステーションをあさったり、猫が交通事故にあう等、町民生活に直接影響するようなトラブルが起っています。

猫はしつけをすれば室内で飼えるペットです。このことを念頭に置いて飼いましょう。

●野良猫が居ついて困った場合

野良猫が車庫や物置等に居ついてしまった場合は、絶対に餌を与えてはいけません。一度でも餌を与えてしまうと、与えた人が飼い主と見なされてしまうこともあります。餌や寝床になる場所を徹底して与えなければ、猫は自然といなくなります。

●知っていますか？猫がこんなに増えること



猫が1回に6匹子猫を産み、その子猫がまた半年後には子猫を産む…と考えていくと図のように、猫は1年で79匹に増えてしまいます。

犬・猫両方に言えること

1. 不妊去勢手術を受けさせましょう。

放し飼いにしたり、不妊去勢手術を受けていないために、外で野良犬・野良猫が増える問題が起っています。不幸な犬・猫を増やさないために、不妊去勢手術を受けさせましょう。

2. 最後まで責任を持って飼いましょう。

ペットの最期まで、愛情をもって飼うことが飼い主の責務ですが、どうしても飼えなくなった場合は、新たな飼い主を見つけてください。ペットを捨てたり虐待をした場合は、法律で罰せられます。生活状況等を十分に考えペットを飼うようにしましょう。

問い合わせ 町民福祉課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎ 26－7871